

平成 15 年 12 月 19 日

金融機関への証券仲介業の解禁に関する私どもの意見

全国銀行協会
社団法人 全国地方銀行協会
社団法人 信託協会
社団法人 第二地方銀行協会
社団法人 全国信用金庫協会
社団法人 全国信用組合中央協会
農林中央金庫

現在、金融審議会金融分科会第一部会において、「金融機関への証券仲介業の解禁」について検討が進められている。

証券仲介業は、投資家の証券市場へのアクセスを一層容易にするために導入され、来年 4 月には一般事業会社、個人に解禁される予定となっているが、金融機関に対しては健全性確保等の観点から慎重に検討したいということで、現状解禁が見送られている。証券仲介業は証券会社への仲介、即ち売買の勧誘や媒介を行うものであり、金融機関自らの勘定で売買・引受けを行うものではない。金融機関にとって価格変動リスクの大きい商品の保有割合が増加するわけではなく、むしろ収益源の多様化、リスク分散が図られ、経営の安定化に資すると考える。一方、法人・個人を問わず利便性向上、ワンストップ・ショッピング実現への期待・要望は非常に強いものがある。

株式投信の金融機関窓口での販売解禁後の実績をみても、投資経験のない顧客層を証券市場に呼び込むには金融機関のチャネルの活用は有効な手段と考える。10 年 12 月の解禁後、5 年足らずの間に、金融機関による株式投信の販売残高は、全体の 4 割以上を占めるに至っている。金融機関による証券仲介は、証券商品を身近な存在とし、個人投資家の育成に大きく貢献するものである。

証券市場は一時の停滞から脱しつつあるが、金融機関と証券会社が協力し、証券仲介に関する提携を行うことは、特に証券会社の店舗数が少ない地方において顧客の証券市場へのアクセスを改善し、証券市場を活性化する起爆剤となりうる。

したがって、金融審議会において顧客利便性の向上、個人投資家の育成、市場活性化の観点から迅速に検討を進め、一般事業会社と同様、金融機関にも証券仲介業を早期に解禁して頂きたい。

以上、総意として意見表明する。

以上

平成 15 年 12 月 19 日

金融機関への証券仲介業の解禁に関する意見

全国銀行協会

1. 総論

(1) 顧客利便性の向上

- 証券仲介業は、顧客利便性を高め、ワンストップ・ショッピングのニーズに応えるために証券会社への仲介、即ち売買の勧誘や媒介を行うものである。金融機関自らの勘定で売買・引受けを行うものではなく、その意味で証券取引法 65 条の議論をしているわけではない。
- 制度導入の契機となった昨年 8 月の「証券市場の改革促進プログラム」において、多様な投資家の幅広い市場参加を促進するため、販売チャネルの抜本的拡充が図られた趣旨に鑑み、一般事業会社に認められた証券仲介業を金融機関にも認めるようお願いしているに過ぎない。

(2) 個人投資家育成・拡大に貢献

- 投資経験のない顧客層を証券市場に呼び込むには金融機関チャネルの活用は有効な手段となりうる。株式投信の金融機関窓口での販売解禁後の実績をみても、10 年 12 月の解禁後、5 年足らずの間に、金融機関による株式投信の販売残高は、全体の 4 割以上を占めるに至っている。金融機関による証券仲介は、証券商品を身近な存在とし、個人投資家の育成に大きく貢献するものである。
- 同時に、金融機関窓口で顧客に対して「根気強くわかりやすく説明する」ことは社会人への有価証券等への投資に関する教育という側面もある。

(3) 金融機関・証券間の有機的な連携を醸成

- 証券市場は一時の停滞から脱しつつあるが、金融機関と証券会社が協力し、証券仲介に関する提携を行うことは、特に証券会社の店舗数が少ない地方において顧客の証券市場へのアクセスを改善し、証券市場を活性化する起爆剤となりうる。

(4) 市場機能を活用した複線的金融システムへの移行促進

- 金融機関が証券仲介業に参入し、また市場誘導ビジネスに取り組むこと

により中小企業へのリスクマネーの円滑な供給、個人投資家の育成・裾野の拡大、及び金融・資本市場の活性化に貢献できる。これは複線的金融システムへの移行促進に向けて金融機関が求められている役割と認識している。

2. 弊害防止措置

(1) 総論

- 証券仲介制度については、来年4月に施行となる改正証取法において証券仲介業以外の業務を営む場合には、当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報を利用して勧誘する行為、金銭を貸し付けることを条件に勧誘する行為、証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向等を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為を禁止すると規定されており、弊害防止の枠組みは既に整備されている。

(2) 銀行経営の健全性確保

解禁を要望している業務は、顧客と証券会社との間の仲介、顧客への勧誘等だけであり、価格変動リスクの大きい商品の保有割合が増加するわけではなく、銀行経営への影響は限定的。預金者の利益・信用秩序の維持を損うおそれは極めて小さい。

むしろ銀行の収益源の多様化、リスク分散が図られ、経営の安定化に資すると考える。

(3) 預金等との誤認防止

銀行法等において、預金等との誤認を防止するための説明事項として、a)預金等ではないこと、b)預金保険の対象ではないこと、c)元本保証がないこと等を顧客に対して説明することが義務付けられている。

実務的には、社内規則等の体制を整備のうえ、セールspanフレットで上記説明事項を顧客に説明し、同内容を記載した確認書に顧客の署名・捺印を求める等、預金等との誤認防止は徹底している。

(4) 利益相反の問題

利益相反の典型的な事例として挙げられる「倒産寸前の企業に債券を発

行させ、調達した資金を銀行借入れの返済に充当させることで、倒産した場合のリスクを債券投資家に転嫁する」という問題は、業態別子会社の検討の際に弊害防止措置を手当することで対応済みのものであり、証券仲介業の問題ではない。弊害防止措置は以下のように既に極めて広範な規制を課されている。また、証券仲介業では、来年4月に施行となる改正証取法で「証券仲介業以外の業務を営む場合には、当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報を利用して勧誘する行為は禁止する」と利益相反を防止するための措置が講じられている。

【銀行と証券子会社間の主なファイアーウォール規制】

- ◇ 銀行と証券子会社間では、証券子会社は引き受けた証券の発行によって調達される資金が借入金の返済に充てられることを知っている場合、「発行によって調達される資金が債務の返済に充てられる可能性がある」ことを投資家に開示しなければならないとされている。
- ◇ 非公開情報の授受の禁止
- ◇ 抱き合わせ的行為の禁止
- ◇ 引受証券の売却に伴うバックファイナンスの禁止
- ◇ アームズ・レングス・ルール
- ◇ 上記を含むファイアーウォール規制については、行内でコンプライアンス・マニュアルに掲載するとともに、必要に応じて研修を実施するなど、行員への教育を徹底しており、法令等遵守の態勢は十分に整備されている。また、内部監査、金融庁検査により監視・検証されている。

貸出との抱き合せ的行為は、前述の通り改正証取法で「金銭を貸し付けることを条件に勧誘する行為は禁止する」との規制が課せられている。貸付を条件とすることは、現状、個人年金保険の販売においても保険会社・銀行の自主ルールとして禁止されており、既に社内体制の構築、整備の経験を積んでいる。問題も発生していない。

証券会社も貸金業は届出のみで行うことが可能であり、貸出と証券業との間の種々の利益相反は証券会社自身も内包している。これについては、兼業の禁止ではなく社内管理体制の整備により対応していると理解している。銀行においても、「銀行業務で知り得た有価証券の発行者に関する情報を遮断する」など、社内管理体制の整備を行うことで充分対応可能と考える。そのような体制の整備状況、機能しているか否かは、内部監査、金融庁検査により監視・検証することが可能である。

(5) 銀行による優越的地位の濫用

優越的地位の濫用は、独占禁止法に違反する行為とされており、法令遵守体制の整備、役職員への教育・各種研修の実行等を通じた行内への浸

透など対応策を講じ、貸出との抱き合わせ的行為には厳格に対応している。また、前述の通り証券仲介業務では「貸付を条件に勧誘する行為が禁止」されており、優越的地位の濫用という懸念はない。

特に、証券仲介の主たるターゲットと考えられる個人においては、各行ともリテール業務を戦略分野と定め、競争が一段と激化しており、銀行が競争条件上優位にあるというのは誤解に過ぎない。

銀行は、株式保有を通じて産業界に影響力を有しており、証券業務を手掛けることは弊害が大きいのではないかという指摘があるが、銀行は一般事業会社の株式について独禁法上 5%までしか保有が認められておらず、企業支配というのは現実的にはできない。

現在のような資金余剰下において、銀行の影響力の低下に加え、銀行に対する株式保有制限の導入や株価変動リスク削減を目指した株式保有圧縮により、こうした懸念は大幅に薄れていると思う。

(6) 顧客情報の共有（銀行業務と証券仲介業務）

私共は、ライフステージに応じた資産形成の総合的な支援、運用ポートフォリオの提案をお客様に行っていくなかで、証券仲介業務を手掛け、個人投資家の育成に貢献していくつもりである。これは、預金として多くの個人金融資産を預かっている私共銀行の、証券投資普及・証券市場活性化担い手としての使命であると考えている。

しかしながら、銀行業務における顧客情報の活用に制限が課せられると、こうしたビジネスモデルや使命を実現することができず、証券仲介業解禁の意味がなくなる。

顧客情報の保護・管理の重要性は論をまたないが、銀行特有の問題ではなく、一般事業会社等においても起こる問題である。顧客情報の活用という観点からは小売業や税理士・会計士等についても同様である。このような一般事業会社等を想定して既に証券仲介業を解禁しており、本理由をもって銀行を証券仲介業から除外することは一般事業会社等と平仄がとれない。

以上